

方も「まずまず楽しんでもらえたのではないか」と感じていることも分かった。さらに、多くの学生が活動に参加したことで自分自身の変化・変容について感じると回答をしており、その変容に伴って様々な気づきがあったことも回答の記述には見られた。その一部を以下に紹介する。

【関わることへの不安等の解消】

- ・障害のある人と関わったことがなく関わり方が分からなかったけれど、接してみると（障害のない人と）そんなに変わらないなと思った。
- ・話せるか不安があったが、すぐ仲良くなることができた。
- ・引っ込み思案な自分が、色々な人と積極的に話せるようになった。
- ・一緒に活動することでコミュニケーションを積極的に取ることができ不安がなくなった。
- ・楽しいことを共有することで、これまでの壁がなくなった。

【伝え方、関わり方について】

- ・伝え方や関わり方を工夫することができるようになった。
- ・伝わりやすい言葉を選ぶことができた。
- ・楽しい表情や笑顔などで伝えると伝わりやすいと思った。
- ・相手の表情や気持ちがつかめるようになった。
- ・良いところを認めることで仲が深められた。何かを成し遂げる経験や達成感は、コミュニケーションを取る上で有効だと感じた。
- ・お手本や視覚的な手がかりを示すと伝わりやすいことが分かった。
- ・緊張して動けない方には、はじめから積極的に話しかけず、少しずつ打ち解けるよう行動しなくてはならないと感じた。
- ・なかなか活動に参加しない人への支援について勉強になった。

【その他】

- ・障害についての理解を深められた。
- ・活動が好き、やってみたいという気持ちがあることが大切だと思った。活動があることでそれを通してコミュニケーションが広がった。
- ・体を動かしたり活動したりすることで、自由なありのままの姿で接することができる。
- ・今回の活動を通して、改めて年齢や障害の程度、性格等により、人それぞれ違うということに気付かされた。

以上のように、支援者側のボランティアとして参加した学生たちは、障害のある方と直接関わることで自身も学びを得て、今後もこうした活動に参加し、障害のある方と関わりたいとい



思いを丁寧に聴き取りながら作品作りに取り組む様子

う気持ちを高めていた。学生たちの中には、運営側の視点に立って、活動内容や方法、関わり方についての改善点を考えることができた者がいたことも、その他の記述から捉えることができた。自身を「共に学ぶ当事者」として位置づけ、さらに関わりを深めようとすることは、この事業を進める上で非常に重要な点である。支援者を安定的に派遣でき、育てることができるという意味で、大学は、地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大を支える役割を担うことができると考えられる。

(2) 社会貢献活動として大学のもつリソースの提供

次に、大学のリソースを活用することによって地域と連携するという視点である。大学は、これまでも地域社会に対し社会貢献の役割をもつことを自覚し、それぞれの分野において、また、個々の教員ごとに様々な取組を行っている。それを掘り起こして、大学として新たに障害者の生涯学習の機会を創設し、障害者の学習プログラム・機会を大学独自の事業として社会貢献活動に位置づけるということもできないことはないかも知れない。しかし、そこには大きなマンパワーが必要であり、マンパワーには長期的な視点での継続性に課題が残る場合も多い。実際、過去に実施されていたが、教員の異動や予算面の都合で現在は実施されていないという大学も多くあるようである。



大学施設を活用し、広々とした会場で活動



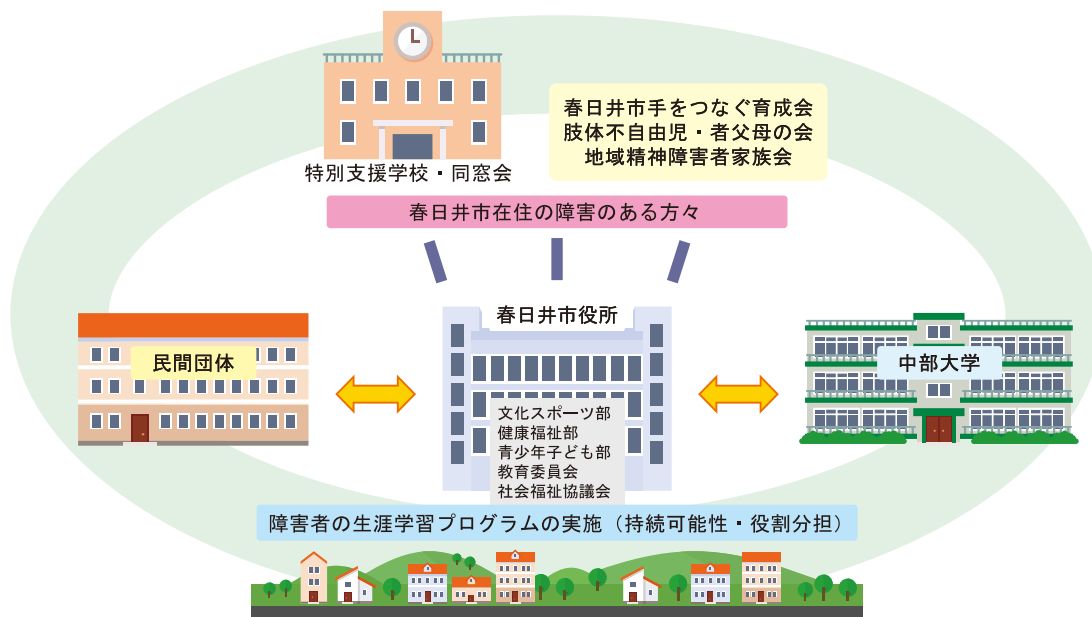
準備から運営補助まで学生ボランティアが活躍

ある。これは、今現在も行っている大学の地域貢献活動の一環として取り組むことができ、また、学生の成長・学修の機会としても有意義なものとして位置づけることができる。今後も、地域の事業に積極的に関与・参画させていただき、それぞれの強みを生かしたさらなる連携体制を構築していくことができたらと考えている。

2 今後の地域と大学との連携の発展に向けて

2年間の事業実践を経て、地域と大学が連携していく上でのいくつかの課題も見えてきた。

まず、一つ目は、先程も述べた地域と大学の役割を明確にした体制整備である。春日井市における実践をもとに、事業継続のために担うべき業務内容を整理し、担当部署とそれぞれの役割分担を明確にして実施体制作りを進める必要がある。こちらはハード面の整備ということになるだろうと思う。その連携イメージを図に示す。



春日井市における障害者の生涯にわたる持続可能な学びの支援体制イメージ図

二つ目には、ソフト面としての学習プログラムの内容や具体的な支援の内容に関する連携である。1の(2)でも述べたような、大学の専門性を生かした事業の提供やボランティア学生などの支援人材の提供に伴い、障害のある方々のより具体的なニーズに沿った支援内容や支援方法を検討し、提供することである。これまでの2年間に学生ボランティアとして参加した学生の多くは、特別支援教育を専攻する学生であったことから、事業の内容やその運営等においても、改善点を意見として挙げる者もいた。今後、市役所の各部局や民間団体が企画する事業に参加する際に、これまで以上に、参加者のニーズを把握し、ニーズに沿った事業にするための連携が図れるものと考えている。

この2年間の事業を実施したところから、事業を企画し、実施するというだけでなく、参加しやすい環境をつくるという視点が必要であることが見えてきた。例えば、会場までの移動支援をどのようにすると良いか、事業の周知をどのように図ると良いか、障害のある人の特性を知り、言葉掛けや道具・施設の準備をどのようにしたら良いか、など事業実施にまつわる様々な留意点について検討していくことが求められており、その一つ一つに丁寧に対応していくことが、参加者の満足度につながり、ひいては事業の継続性につながると感じたところである。

以上、ハード面、ソフト面の二つ方向から、さらにより良い地域と大学との連携が図れるよう今後も取り組んでいきたいと考える。

春日井市の取り組み

春日井市文化スポーツ部長 上田 敦

1 春日井市の生涯学習

これまで本市では、生涯学習、社会教育の取り組みとして、公民館やふれあいセンター等の施設を整備するとともに、各種市民講座等を始め様々な事業を実施し、幅広い学びの機会を提供してきました。

本市では生涯学習を、一人ひとりが自由な意志に基づき、必要に応じて、自分に適した手段や方法を選択し、いきいきと豊かな生活を目指して、生涯を通じて行う学習であると捉えています。生涯学習とは、「社会教育」「学校教育」「家庭教育」の全ての学習活動を含み、人がその生涯に行うあらゆる学習であり、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、ボランティア、趣味など様々な分野を含んでいます。

生涯学習の推進にあたり、本市では、21世紀に向けた生涯学習のまちづくりプランとして、1991年（平成3年）に「いつもいきいき 学ぶかすがい」を策定しました。2000年（平成12年）には「新・春日井市生涯学習のまちづくりプラン“いつもイキイキ 学ぶかすがい”」を策定し、「いつでも、どこでも、だれでも学べる」まちづくりを目指して、生涯を通じた学びのための環境整備に努めてきました。

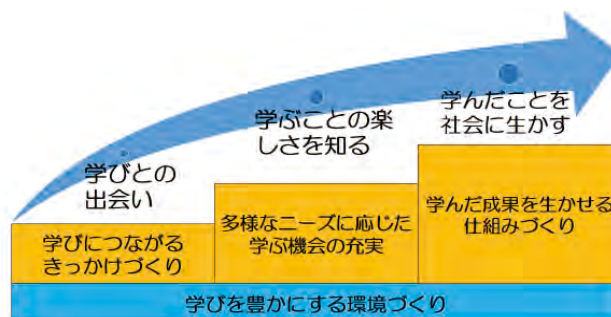
その後、2007年（平成19年）12月に、生涯学習の施策を総合的、計画的に推進していくための指針として「春日井市生涯学習推進計画」を策定し、2018年（平成30年）3月には、社会情勢の変化、国・県の動向、本市を取り巻く環境や市民ニーズの変化を踏まえ、この計画を見直した「第2次春日井市生涯学習推進計画」を策定しました。

また、2017年（平成29年）3月には「文化・スポーツ都市」を宣言し、文化やスポーツを通じて地域の絆を深め、健康で生きがいをもって暮らし続けられる社会の実現を目指す意思を明らかにしました。

現在は、第2次春日井市生涯学習推進計画に掲げた、基本理念「一人ひとりの学びが地域の絆と未来を創り出すまちづくり」に基づき、4つの基本目標「学びにつながるきっかけづくり」「多様なニーズに

主な生涯学習関係施設

施設名	設立年
中央公民館	1987年（昭和62年）
知多公民館	1975年（昭和50年） ※2013年（平成25年）建替
鷹来公民館	1980年（昭和55年）
坂下公民館	1982年（昭和57年）
東部市民センター／東部公民館	1983年（昭和58年）
味美ふれあいセンター	1987年（昭和62年）
高蔵寺ふれあいセンター	1988年（昭和63年）
南部ふれあいセンター	1991年（平成3年）
西部ふれあいセンター	1994年（平成6年）
ハーモニー春日井（青年の家）	1994年（平成6年）
図書館	1971年（昭和46年） ※1999年（平成11年）移転



応じた学ぶ機会の充実」「学んだ果を生かせる仕組みづくり」「学びを豊かにする環境づくり」に沿って、総合的な生涯学習の取組、各種事業を展開しています。

また、第2次春日井市生涯学習推進計画では、障がいのある人の「学び」について、「障がいのある人が学べる機会の充実」を掲げており、多様な学習活動に参加することができるよう啓発に努めるとともに、施設のバリアフリー化を始め、障がいのある人にも配慮した学習の場の提供を進めています。

2 春日井市の障がい者福祉

これまで本市では、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で暮らすことができるよう、生活を支援する様々なサービスの提供や社会参加の促進、安心して過ごせる環境の整備等に取り組んできました。近年、社会状況が変化し、法制度が整備されるなか、障がいのある人を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、求められるニーズも多様化しています。

国では、2006年（平成18年）に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定等、様々な法整備が行われてきました。こうしたことを受け、2014年（平成26年）に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

その後も、2018年（平成30年）に「障害者基本計画（第4次）」が策定され、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等の法整備が進められてきました。

また、福祉分野全般では、2018年（平成30年）に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、障がい福祉分野も含めた地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が掲げられています。

このような状況を受けて本市では、障がいのある人一人ひとりが安心できる暮らしや、自立、共生を実現するため、2021年（令和3年）3月に「第5次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定し、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念として各種施策を推進しています。

第5次春日井市障がい者総合福祉計画では、基本的視点として「障害者権利条約の理念の尊重」「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援」を掲げて考え方を整理し、生涯を通じて切れ目のない支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用などの各分野が横断的に連携することで、総合的に施策を展開することとしています。

この中で、教育については、基本的方向として「教育環境の充実」「障がい福祉教育の充実」「生涯学習環境の充実」を掲げ、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、それぞれの状況に応じた教育・支援を受け、のびのびと成長できるよう教育環境を充実するとともに、人材の確保・育成や、障がい福祉教育の推進により、教育現場での障がい理解の促進を図っています。

また、障がい者の生涯学習環境の充実のため、各種講座の開催、図書の充実と読書サービスの提供、ボランティアなど人材の育成・確保を進めています。

3 障がい者の学びの支援

障がい者のための生涯学習事業として、これまで本市では総合福祉センターやサン・アビリティーズ春日井（福祉文化体育館）で各種講座を実施してきました。障がいのある人がスポーツやレクリエーションを通じて他者と関わりを持つことを楽しみ、健康の維持、体力の増進を図るとともに、能力の向上等を目的としたパソコン操作、音楽療法、クラフトアート、椅子に座ってできる体操、スポーツ吹き矢、ヒップホップダンス等を学ぶ機会を提供しています。図書館では、障がい者サービスとして、録音図書や点字図書の貸出、対面読書、図書の無料郵送貸出を実施しています。そのほか、大活字図書、やさしく読みやすいLLブック等の資料や拡大読書器等の機器を整備し、読書活動を支援しています。

また、図書館で活動するボランティアには、録音図書や点字図書の製作、対面読書の実施、読書啓発イベントへの参加など、障がい者の読書活動支援事業に協力をしていただいています。

このたび、この「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を通じて、公民館やふれあいセンターなど生涯学習関係施設等の職員が障がい者の学びについて知識を深める機会を得ました。

実際に、公民館を会場として障がい者を対象とした講座も開催しました。受講された方々の障がいの程度や特性は様々であり、主催者側も講師も事前に話し合い、情報を共有しながら講座の準備を行う

ことが大切だとわかりました。講座の開講時にも、受講者の特性等に合わせて柔軟に対応すること、障がい者と接する経験や知識のあるスタッフを配置することが必要でした。

生涯学習に対するニーズは多種多様であり、障がいのある人も、そうでない人も、一人ひとりの興味や知識、習熟度に応じて、自分に合った学び方を選ぶことができ、学びを通じた仲間づくりができること市民生活をより豊かなものにしてくれます。今後も、障がいのある人にも利用しやすい「学び」の機会を提供することで、だれもが自分らしく生きていけるよう支援を行っていきたいと考えています。



春日井市総合福祉センター



サン・アビリティーズ春日井（福祉文化体育館）



障がい者を対象とした「書」の体験講座

障がい者生涯学習支援における行政と民間の連携・協働

辻 浩 (名古屋大学)

1. 「合理的配慮」と生涯学習

障害者差別解消法（2016年施行）で明記された「合理的配慮」は、行政だけでなく民間の事業者や社会全体でも取り組まなければならないこととされている。しかし「合理的配慮」は過重な負担がある場合には免責されることになっているため、どれくらいの配慮をするべきかということをご各業界で考えることが必要であり、ガイドラインがつくられる動きもある。

社会教育・生涯学習も例外ではなく、バリアフリーな環境や情報保障の体制を整えるなどの「合理的配慮」が求められ、それは次々と新しい技術が開発されることから機敏な対応と予算の確保が課題となる。また、行政が設置する社会教育・生涯学習の施設は比較的規模が大きく、公共的な性格をもつことから、かなり高いレベルのことまで対応することが求められる。

このことをさらに考えると、講座やサークルのあり方も課題となる。たとえば、障がいのある人は一般の講座やサークルに参加しづらいことから、特別の講座やサークルを設け、その支援を行うことが求められている。また一方で、障がいのある人が一般の講座やサークルに参加できるようにすることが必要と考えれば、施設を利用している人たちの理解を高め、障がいのある人が参加できるようにする努力も必要である。

2. 社会教育・生涯学習の仕事と「社会教育士」の称号の誕生

社会教育の領域では、社会教育の団体や施設に指導・助言を行う職員の資格として「社会教育主事」がある。しかしこの資格は、大学や研修機関で社会教育主事任用資格を取得した人が、教育委員会で社会教育の仕事についてはじめて発効するもので、その数はきわめて少なかった。

この状況を改善するために、2020年度から社会教育主事任用資格に必要な科目が改正され、これを履修した人は「社会教育士」と名乗ることができることになった。このことによって、子どもの学校外教育や若者や外国人の支援、高齢者の生きがいづくり、地域の活性化などの仕事を、NPOや企業、ボランティアが「社会教育士」の称号を使って行うようになることが期待され、実際に各大学での受講者も社会教育主事講習への申し込みも増えている。

このような中で、社会教育・生涯学習について学び実践現場で活躍する民間の「社会教育士」と教育委員会で仕事をする「社会教育主事」がどのように連携・協働すればいいのかが問われている。

3. 民間の先駆的な考えや実践を地域の中に広げる行政の役割

社会教育委員の会や公民館運営審議会などでNPOの方と一緒にあった時に、行政に期待することは何かとうかがうと、行政を通して情報発信を行うと信頼が高まるという意見や行政に会場確保

をしてもらって助かっているという意見が返ってくる。しかし、このような行政の支援をすべての団体が受けているわけではないので、多くの団体と行政が結びつくことが課題になっている。

それに加えて、行政社会教育の役割として、NPOなどが志を掲げて切り拓いている取り組みに含まれている新しい価値観を、行政全体や住民の中に浸透させることがあるのではないかと考える。かつて行政の社会教育は、平和学習や勤労青年学級、健康学習、女性学習、障害者青年学級など新しい取り組みを独自につくりあげてきたが、そこでは社会教育の仕事に一貫して取り組む職員がいた。しかし今日、行政職員の異動が激しく、自ら新しい事業に取り組むことが難しい状況になっている。一方、NPOはさまざまな分野で時代に先駆けた優れた実践を行っているにもかかわらず、それが社会になかなか広がっていかないという課題を抱えている。

そこで、たとえば東京都西東京市の公民館では、困難をかかえた人のことを考える講座の講師にNPOで活躍している人を招き、公民館職員がアフターミーティングを呼びかけて講演の感想を出し合いながら、希望する人が地域の中で活動する団体を立ち上げている。このようにして、西東京市では多くの子ども食堂が立ち上がり、フードバンクと連携する団体が生まれ、発達障がいの子どものもつ親の会が発足している。優れた実践の話聞いた後、自分たちに何かできないかという気持ちがこのようなかたちで受け止められている。

また、障がいをもつ子どもを育てている親の方の思いを地域社会の中に広げる機会をもち、それを実現するための方策を行政職員がともに考えるということも大切である。たとえば長野県阿智村では、障がいのある自分の子どもも地域のためになっているところを見てほしいという親の願いを受けとめて、村の社会教育研究集会の分科会でそのことを語る場を設けて理解者を増やし、先進事例の視察などには学習活動を支援するということで助成金を出し、実際に作業所を立ち上げるにあたっては国の補助を申請するとともに、圏域町村の協力・分担などの体制を整えた。

4. 生涯学習の視点を入れた特別支援教育の課題

行政と民間の連携・協働と生涯学習ということ考えた時、特別支援学校をはじめとする学校教育のあり方を検討する必要がある。

今日、産業社会の高度化と競争の激化の中で労働のあり方が厳しくなっており、仕事を辞めざるをえなくなる人が増えている。そのような中で、特別支援学校を卒業して一般就労ができて長続きしないことがある。それに対して、今日の就労継続支援センターにつながる共同作業所は、単に働くというだけでなく障がいのある人の人間発達を追求してきた。また、地域によっては、若者就労支援の団体と地域の事業所が協議しながら、配慮を必要とする人が働き続けられるようにすることがめざされている。その意味では、学校卒業後の進路を考えるに当たって、卒業生が生涯にわたって豊かに成長することができ、幸せになるためにどうすればいいかを社会の中の働き方とかかわらせてしっかりと考えることが求められている。

また、進路選択にあたって、18歳以降も学校教育というかたちで学び続けることも視野に入れられる必要がある。今日、身体障がいや精神障がいのある人たちが大学や専門学校で学ぶことが増えてきている。それに対して、知的障がいのある人たちは入学試験を突破できない、あるいはそのような思い込みから、進学という進路がほとんど選択肢に入っていない。しかし、学ぶこと自体を楽

しみにしている人もいるし、自分にもわかる教育をしてほしいという希望がある。そのようなことから、特別支援学校やNPOが設置する学校に専攻科が設置されたり、就労支援継続施設の中でそれを実現したりする取り組みが行われている。さらに、見晴台学園大学のように4年制の全日制の大学で学ぶことも取り組まれ、一般の大学でもオープンカレッジとは違った継続的な学習の場を提供することが期待されている。学校卒業後の進路を考えるに当たって、学校での修学年限を延長するという選択肢も視野に入れる必要がある。

さらに、学校を卒業した後、人生を豊かにするために地域で行われている文化・スポーツ活動のことを知っておくことが必要である。そのためには、在学中に社会教育で学び楽しむ経験をする必要があると、それを学校が窓口となって、できるだけ多くの子どもに提供することができるかと卒業後の人生が明るいものになるのではないだろうか。

障がいのある子どもたちが生涯にわたって豊かな人生を送ることができるように、特別支援学校では、働くということを見つめ直し、進学という進路選択も視野に入れ、卒業後も文化・スポーツ活動を楽しむことができるということが理解できるような教育プログラムを設けることが求められている。

5. 地域共生社会づくりと「この子らを世の光に」

最後に、地域共生社会をつくるということにかかわって紹介しておきたいことは、「この子らを世の光に」という考えである。これは重度心身障害者施設 近江学園で施設長を務められた糸賀一雄氏の言葉であり、障がいのある人たちにも光を当ててあげようという「この子らに世の光を」ではなく、障がいのある人たちが世の中を照らす光になるような社会をつくろうという呼びかけである。

私たちは現代社会の中で効率的にものをすすめることや立派な人になることに大きな価値を置くようになってきている。そのような中で障がいがあってそういうことはできないけれど毎日を精一杯生きていることに価値を見出して、そういう生き方が認められることを願う言葉が「この子らを世の光に」である。少し見方を変えると、金子みすずの「みんなちがって みんないい」やSMAPが歌った「世界にひとつだけの花」と同じ世界である。地域共生社会をつくるとはそのような考えが実践を通して広がっていくことではないかと考える。



チラシ

令和4年度 文部科学省「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」委託事業

**地域共生社会を目指す
障害者の生涯学習プログラム
開発・推進コンファレンス in 春日井**

日時：2022年 12月 17日（土）

13：00開会（12：30開場）

場所：文化フォーラム春日井 視聴覚ホール

（定員 160名）

*** 対面とオンラインのハイブリッド方式で開催します。**

